

平成 25 年 9 月 10 日  
函館税関業務部

関 係 各 位

不備のある原産地証明書等の取扱いについて(お知らせ)

平素より税関行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、本日午後税関ホームページにおいて下記資料を掲載  
しますので、お知らせいたします。

今後とも一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 「不備のある(EPA/GSP)原産地証明書等の取扱い」について(周知文)
- 不備のある経済連携協定(EPA)原産地証明書等の取扱い(一覧表)
- 不備のある一般特惠(GSP)原産地証明書等の取扱い(一覧表)

**【問い合わせ先】**

函館税関業務部原産地調査官

電話：0138-40-4256

**<重要>「不備のある(EPA/GSP)原産地証明書等の取扱い」について  
(ご利用になる前にお読みください。)**

1. 特恵税率を適用できるのは、経済連携協定(以下「協定」)等の規定に基づく相手国の原産品に限られます。税関が、原産品であることを確認するために、課税価格の総額が 20 万円を超える貨物を輸入申告される際には、原産地証明書又は原産地申告(一部の協定のみ)の提出又は法令に基づく保存(提出等)が必要です。
2. 原産地証明書又は原産地申告については、記載事項漏れなどの不備がないことが原則となりますので、輸入申告にあたっては、税関 HP の原産地証明書記載要領をご参照ください。
3. 記載事項漏れなどの不備があった場合でも、原産地証明書等の真正性や記載内容の正確性に影響を与えないものについて、税関で軽微な誤りと判断し、原産地証明書は有効として取り扱っています。「不備のある原産地証明書等の取扱い」は、税関における具体的な取扱いを示すものです。
4. 原産地証明書に記載されている項目は、大きく分けると、(1)原産地証明書の真正性に係るもの、(2)申告貨物との同一性に係るもの、(3)貨物の原産性に係るものがあります。上記3. の考え方から、
  - (1)原産地証明書の真正性に関する項目(印影、発給当局の署名等)の不備については、原産地証明書の真正性に直結するので軽微な誤りとはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、原産地証明書は無効として取り扱います。
  - (2)原産地証明書の申告貨物との同一性に関する項目(輸出者名、輸入者名、仕入書番号等)の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書は有効として取り扱います。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地証明書の正確性に影響する場合もあることから、原産地調査官等へご相談ください。
  - (3)原産地証明書の貨物の原産性に関する項目(特恵基準(累積、僅少の非原産材料を含む)、HS 番号等)の不備については、原産地証明書は原産性を証明する書類であることから軽微な誤りとはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、その原産地証明書は原則無効として取り扱います。ただし、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、当該不備を軽微な誤りとみなして、その原産地証明書は有効として取り扱います。
  - (4)文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記(2)及び(3)において、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱います。

(注1)協定上において任意とされている項目の脱落は、無効の要因とはなりません。

(注2)文書による原産地に関する事前教示を取得している場合には、原産品であることを明らかにできる場合とみなします。
5. 「不備のある原産地証明書等の取扱い」で無効とされる、あるいは含まれていない不備のある原産地証明書等であっても、特段の事情がある場合には、事前に原産地調査官等へご相談ください。
6. 申告前に原産地証明書の不備が判明し、原産地証明書の再取得等のために時間を要する場合で貨物の引取りを急ぐ場合は、原産地証明書等の提出猶予の取扱いに基づき、関税法第 73 条の輸入許可前引取制度(BP)をご利用ください。
7. 輸入貨物が原産地基準等を満たさない場合や原産地証明書が偽造であった場合には、特恵税率の適用が認められません。輸入申告前に協定等に定められた原産地基準と輸入貨物について、輸入者が有する情報と矛盾していないかご確認ください。
8. 通関審査や事後調査等により、協定上の原産品であることに疑義がある場合には、当該協定に基づき、輸出国発給当局を通じた輸出者への検証を行うことがあります。
9. 認定輸出者の自己証明(原産地申告)がインボイス上に作成され、輸入申告時のインボイスがそのコピーで原本と内容に相違がなければ、原本の提出は必要ありません。しかしながら、原本と内容に相違がある場合などには原本の提出を求められる場合があります。

# 不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い

○不備のある原産地証明書が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書を取得されるよう輸出者に連絡してください。

○原産地証明書が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特惠税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であってもEPA特惠税率の適用が認められません。

## 【EPA原産地証明書】

平成25年10月1日現在

分野	記載項目	不備の内容	留意点		
全項目共通		明らかな印字の誤り	有効		
		英語以外による記述	原則無効	固有名詞、日付等明らかな場合は有効。 (メキシコは和訳があれば有効。)	
原産地証明書の真正性	様式	協定に規定された様式ではない原産地証明書 (例：EPA税率適用にもかかわらず一般特惠（GSP）原産地証明書を入手した場合)	無効	2枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に相談してください。	
		記載事項が権限を有さない者によって、追記、削除又は書きかえられた原産地証明書			
		原本でない原産地証明書の提出			
		有効期間が経過した原産地証明書		災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効。	
	発給機関の証明	印影の脱落		必要に応じて原産地調査官等に相談してください。	
		印影が不鮮明			
		発給年月日、発給番号の脱落			
	輸出者の申請	輸出者署名の脱落		輸出者が申請していることが明らかな場合は有効。	
		申請日の脱落			
		原産国の脱落			
	その他	表題部における発給国の脱落		有効	原産地証明書の真正性が明らかな場合に限る。
		遡及発給の文言の脱落			
再発給の文言の脱落					
申告貨物との同一性	運送手段・経路	仕出港、輸送手段、船名等の相違	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）に限る。但し、複数の箇所に不備がある場合には、原産地調査官等に相談してください。	
	輸出者・輸入者の名称・住所等	輸出者名・住所のインボイスとの相違又は脱落			
		輸入者名・住所のインボイスとの相違又は脱落、「To order」の記載しかない			
	インボイス番号等	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落 (メーカーズインボイス番号の記載を含む)			
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落			
		第三国インボイスに関する記載及び第三国インボイス発行者名・住所の相違又は脱落			
	数量又は総重量	数量の脱落、又は貨物数量との相違			
包装の個数、種類、記号、番号	インボイス等との相違又は脱落				
品名	インボイスとの相違又は脱落（※）				
貨物の原産性	HS番号 (スイスは記載不要)	輸入申告における適用税番との相違	原則無効 ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効。	左記ただし書きに該当しなくても、HS2007又はHS2012に基づく記載の場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。	
		脱落		数品目中1品目の脱落の場合等、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。	
		協定の非譲許税番による記載		左記ただし書きに該当しなくても、記載品名との整合性を勘案し、品名から譲許品目であることが明らかな場合は有効。	
	特惠基準 (シンガポール及びスイスは記載なし)	特惠基準等(ACU、DMI及び材料に関する記載を含む)の脱落			
		特惠符号等の相違			

## 【原産地申告（スイス、ペルー及びメキシコ）】

真正性	認定輸出者にかかる申告文	認定番号又は原産地の相違・脱落	無効	輸入申告時のインボイス(コピー)上に原産地申告文が記載され、原本と内容に相違がない場合に限る。(原本の提出を求められる場合があります。)
		認定輸出者以外の者により作成された申告文		
		原産地申告のコピーでの提出	有効	
		規定申告文との些細な相違	有効	

## 不備のある一般特惠 (GSP) 原産地証明書等の取扱い

○不備のある原産地証明書が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書を取得されるよう輸出者に連絡してください。

○原産地証明書が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はGSP特惠税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であってもGSP特惠税率の適用が認められません。

### 【GSP原産地証明書】

平成25年10月1日現在

分野	記載項目	不備の内容	留意点		
全項目共通		明らかな印字の誤り	有効		
		英語、フランス語以外による記述	原則無効	固有名詞、日付等明らかな場合は有効。	
原産地証明書の真正性	様式	規定された様式 (FormA) ではない原産地証明書	無効	2枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に相談してください。(2枚目に印影がある場合は有効。)	
		白地のもの、彩紋のないもの又は用紙規格が相違している原産地証明書		特段の事情がある場合は原産地調査官等に相談してください。	
		記載事項が権限を有さない者によって、追記、削除又は書きかえられた原産地証明書			
		原本でない原産地証明書の提出			
		有効期間が経過した原産地証明書		災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効。	
	発給機関の証明	印影の脱落			
		印影が不鮮明			必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
		発給年月日の脱落			
		発給番号の脱落			特段の事情がある場合は原産地調査官等に相談してください。
	輸出者の申請	輸出者署名の脱落			輸出者が申告していることが明らかな場合は有効。
		原産国、作成地の脱落			
		申請日の脱落			
	その他	発給国の脱落		有効	原産地証明書の真正性が明らかな場合に限る。
		輸出後10日程度の発給			
申告貨物との同一性	運送手段・経路	仕出港、輸送手段、船名等の相違	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。)に限る。但し、複数の箇所に不備がある場合には、原産地調査官等に相談してください。	
	輸出者・輸入者の名称・住所等	輸出者名・住所のインボイスとの相違又は脱落			
		輸入者名・住所のインボイスとの相違又は脱落、「To order」の記載しかない			
	インボイス番号等	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落(メーカーズインボイス番号の記載を含む)			
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落			
	数量又は総重量	数量の脱落、又は貨物数量との相違			
包装の個数、種類、記号、番号	インボイス等との相違又は脱落				
品名	インボイスとの相違又は脱落				
貨物の原産性	HS番号(特惠基準がWの場合)	輸入申告における適用税番との相違	原則無効ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。)は有効。	左記ただし書きに該当しなくても、HS2002又はHS2007に基づく記載の場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。	
		脱落		数品目中1品目の脱落の場合等、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。	
	特惠基準	脱落		必要に応じて原産地調査官等に相談してください。	
		特惠符号の相違			

### 【自国関与証明書／累積加工・製造証明書】

真正性	証明書の添付漏れ	無効	特段の事情がある場合は原産地調査官等に相談してください。
	原産地証明書と異なる発給機関によって発給されたもの		
	発給番号の相違又は脱落	有効	原産地証明書に当該証明番号が記載されている等、つながりが確認できる場合に限る。